

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】 抗告人(原審相手方。監護親)及び相手方(原審申立人。非監護親)間の長女(11歳)と二女(8歳)につき,原審判の月1回6時間の面会交流の定めを変更し,最初の数回は監護親の立会を認め,月1回の面会交流の時間を2時間から時間を段階的に伸ばすことを定めた(平成28年4月26日東京高裁)

【2】 Yが管理するネット検索サイトでXの氏名を入力すると詐欺罪で有罪判決を受けた事象が表示され,プライバシーが侵害されるとして,XがYに検索結果の削除を求めた事案。Xの名誉権等を侵害し社会的相当性を逸脱したものとは認められないとしてXの抗告を棄却(平成28年10月21日札幌高裁)

【3】 面会交流の審判が未確定の間は,面会交流権は抽象的なものに過ぎないとして,Xの元妻Y(子Cの親権者)がXとCの面会交流を認めないことを不当として損害賠償を請求したXの訴えを棄却(平成28年2月5日東京地裁立川支部)

【4】 Xは10億余を相続し,相続税の申告納付手続をY税理士法人に委託して納税したが,Yの税理士の説明不足で物納できた株式を相続開始時よりも低価格で売却し損害が生じたとして損害賠償を請求。本判決はY側の注意義務違反を認め,Xの請求を一部認容(平成28年2月26日名古屋地裁)

【5】 森林組合Yが従業員Bに支給する退職手当につき即時償還金相当額を控除してZ信託銀行に支払うべき約定の償還義務があったのに,その義務を怠り損害を与える等したとしてZから委託された債権回収管理会社Xが賠償請求したが,同請求が棄却された事例(平成28年7月7日東京地裁)

【6】 Xが,Aに対する債務名義に基づきAと保険会社Yとの間の自動車保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえ,取立権に基づき当該保険契約を解約し,第三債務者たるYに解約返戻金3万3660円の支払を求めたが,解約権の行使が認められず請求が棄却された事例(平成28年9月12日東京地裁)

【7】 東京家裁で,子の面会交流の不履行1回につき100万円の間接強制金の支払を命じたが,抗告審の東京高裁で,制裁金が30万円に減額された事例(平成28年10月4日東京家裁)

(商事法)

【8】 生命保険会社の株主が会社に対し,出席の予定もなく購入した政治資金パーティーのパーティー券の代金支払が政治資金規正法上の「寄附」に当たり違法であり,確実に出席が見込める枚数分を購入すべき善管注意義務にも反するとして損害賠償を求めたが棄却された(平成28年7月19日東京高裁)

【9】 有限会社安愚楽共済牧場の和牛預託取引の勧誘は繁殖牛が大幅に不足しているのにその事実を秘匿してされた不法行為であるとされ,また,役員2名については悪意や重大な過失はなかったとして両名に対する損害賠償請求を認容した原審の判断を不相当とする等した(平成29年4月20日大阪高裁)

(知的財産法)

【10】 フランス・オクトル社との資本関係にあった原告が,同社の本件商標を登録した後に,資本関係を解消。原告は,新たに同社の日本代理店となった被告に対し,本件商標を付した製品の販売等の差止,廃棄等を求めたが権利の濫用として棄却された(平成29年3月28日東京地裁)

【11】 「医の心」及び「医心」の商標は,「医術の心得」といった意味で一般的に用いられる用語で,医学部受験生の指導等の宣伝にこれら商標を用いた被告は,自他識別機能を有する標識として商標的に用いたのではないとして,商標権者の使用差止請求等が棄却された事例(平成29年4月27日東京地裁)

【12】 特許権者である被告から本件製品の使用停止等を求められた原告が,本件特許権の侵害とならないとして侵害差止請求権の不存在確認等を求め,本件特許権を共有する補助参加人が本件製品を製造販売したことで特許権の消尽が成立する旨等を主張したが棄却された(平成29年4月27日東京地裁)

【13】特許権者である原告が被告ら製造に係る臀部拭き取り装置の製造の差止等を求めた事案であって、複数の被告のうち厚生労働省障害者自立支援機器等開発促進事業の費用助成を受けた被告に対する関係で製造の差止を求める限度で理由があるとされた事例(平成29年4月27日大阪地裁)

(民事手続)

【14】銀行Xが、輸入業者Yの輸入商品に関して信用状を発行し、当該商品に譲渡担保権の設定を受け、Yが転売した当該商品の売買代金債権を物上代位権に基づき差し押さえた。XはYから占有改定による商品の引渡を受けているとして債権差押が有効と判断された事例(平成29年5月10日最高裁)

(刑事法)

【15】侵害を予期した上で対抗行為に及び、相手を殺害してしまった被告人が殺人等の行為で起訴され、第一審判決は正当防衛・過剰防衛の成立を否定し原判断もこれを是認。弁護人が上告したが、被告の行為は侵害の急迫性の要件を満たさないとして上告が棄却された(平成29年4月26日最高裁)

(公法)

【16】Xらによるその子らの戸籍法104条1項所定の日本国籍を留保する旨の届出に対しYが不受理の処分をしたため、Yにその受理を命ずるよう申立てた事案。上記届出につき同条3項の「責めに帰することができない事由」があるとした原審の判断に違法があるとされた(平成29年5月17日最高裁)

【17】ウガンダ国籍の女性Xの難民認定の申請に対し法務大臣が難民の認定をしない旨の処分をし、名古屋入国管理局長がウガンダを送還先とする強制退去処分を発布したため、その取消を求めた事案。Xの難民該当性を肯定し原審を取消し、難民不認定処分を取消した(平成28年7月28日名古屋高裁)

【18】複数の地方公共団体が出資設立した会社Aの臨時株主総会で、A所有の財産の一部を有償又は無償で譲渡する議案をY町(Aの一部出資者)長が賛成し売却が実現した事実について、地方自治法242条の2,1項の「財務会計上の行為」に該当しないと判断された事例(平成27年3月10日高知地裁)

【19】宗教法人が納骨堂として使用している土地及び建物の一部が、地方税法348条2項3号所定の宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内に該当しないとしてされた固定資産税及び都市計画税の賦課処分の取消を求めたところ、同処分を適法とし請求を棄却した事例(平成28年5月24日東京地裁)

(社会法)

【20】特別支給の老齢厚生年金について退職改定がされるためには、被保険者である当該年金の受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして待期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを要すると解するのが相当と判示(平成29年4月21日最高裁)

(その他)

【21】不動産業を営むY1及び宅建取引主任者の資格で業務を行う個人業者Y2が行ったコンサルティング、法律事務の取扱等が弁護士法72条に違反し、かつ公序良俗にも反する違法行為があったとされた事例(平成28年10月4日大阪高裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高決平成28年4月26日 判例タイムズ1434号131頁

平成27年(ラ)第2291号 面会交流審判に対する抗告事件(変更,確定)

原告人(原審相手方。監護親)及び相手方(原審申立人。非監護親)間の長女(11歳)及び二女(8歳)について,本決定は,原審判が月1回6時間の面会交流をすることを定めたのを変更し,非監護親と未成年者らとの交流が長らく途絶えていたことなどを考慮し,最初の数回は監護親の立会をみとめ,また,月1回の面会交流の時間について,最初は2時間から始め,回数を重ねながら,4時間,6時間と段階的に伸ばすことを定めた。

#### (2) 札幌高決平成28年10月21日 判例タイムズ1434号93頁

平成28年(ラ)第95号 検索結果削除仮処分申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却,許可抗告,特別抗告)

Xが,インターネット上の検索サービスを提供,管理するYに対し,Yが開設する検索サイトにおいて,Xの氏名を含む検索語を入力すると,Xが詐欺等の容疑で逮捕され有罪判決を受けた事実が判明する検索結果が表示され,これによりXの名誉権又はプライバシー権が侵害されているとして,検索結果(ウェブサイトのタイトル,スニペット,URL及びリンクの表示)の仮の削除を求めた事案。

本決定は,検索サービス運営者が,検索結果の削除義務を負うのは,検索結果として表示されたスニペット等の記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど,他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し,社会的相当性を逸脱したものであることが,当該検索結果それ自体から明らかな場合に限られるとし,これらの権利を侵害されたと主張する者が当該ウェブサイトの管理者に記載の削除を求めているは回復しがたい重大な損害が生じるなどの特段の事情の存在も要件となるとの判断を示したうえで,本件では,検索結果に記載された履歴情報が専らXに対する誹謗中傷等を内容とするなどXの名誉権等を明らかに侵害し,社会的相当性を逸脱したものであることが,本件検索結果それ自体から明らかであるとは認められないとして,Xの抗告を棄却した。

#### (3) 東京地裁立川支部判平成28年2月5日 判例時報2323号130頁

平成27年(ワ)第2420号,第2719号 損害賠償請求,慰謝料等請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

Xと元妻Y(子Cの親権者)との間での面会交流審判が係属中であるところ,XがYに対し,子Cとの面会交流を認めないのは,面会交流権の侵害(不法行為)であるとして慰謝料及び弁護士費用合計550万円の請求を行い,一方,YとCから,Xが面会交流審判の記録中のプライバシー部分(医師意見書等)をCの担任教諭や小学校等の第三者に配布等したことがプライバシーと名誉の侵害であるとして,人格権に基づき100万円の損害賠償請求と配布等の差止請求を求めた事案。

本判決は,面会交流の審判が未確定の間は,面会交流権は抽象的なものに過ぎないとして,Xの請求を棄却し,一方で,Xの配布等の行為は,非公開の家事事務手続においてYらのプライバシー権の侵害であって,添付された書簡にはYがCを虐待しているとの印象を抱かせる記述があり,名誉毀損ともなり,不法行為に該当するとして33万円(慰謝料及び弁護士費用)の損害賠償を認め,また,Xが仮処分決定があるまで違法行為を継続したことから,法的に禁止されない限りこうした行為を継続するおそれが大きいとして,Yらの人格権に基づき差止請求が許されるとした。

#### (4) 名古屋地判平成28年2月26日 判例時報2321号58頁

平成24年(ワ)第218号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

XはA及びBの養子であり,Aは平成2年死亡し,BはC信託銀行を遺言執行者とする公正証書遺言を作成したが平成12年死亡し,XはBの遺産のうち不動産,現金,預貯金等の他全体の81.7%を占める有価証券等の合計10億余りを相続承継し,相続税の申告納付手続をY税理士法人に委託し,相続税額4億円余りを数回にわたって納税したが,Xは相続税申告納付につきY税理士法人のE税理士が相続税の物納につき十分な説明をしなかった等の善管注意義務違反により物納できないと誤信し,物納できた株式を相続開始時の価格よりも低価格で売却し損害が生じたと主張してYに対し,債務不履行に基づき6974万円余りの損害賠償を請求した。

本判決は,Yは法令等を確認調査の上,委任者において適正な納税を行い,かつ最も利益となる申告納付手続を行うべき注意義務,助言指導義務を負っているとし,物納の検討を行わなかった注意義務違反があるとして,売却した株式の一部はYの注意義務違反により売却されたとして売却額と相続開始時点の株価との差額が因果関係のある損害であるとし,差額相当の3441万円の損害を認めた上で,Xが物納についてある程度の知識を有しており株式を売却する前に税理士Eに物納の可能性について確認することが困難であった事情がうかがわれないこと等からXの過失割合は3割が相当であるとして相殺し,2400万円の支払を認容した。

## (5)東京地判平成28年7月7日 金法2065号68頁

平成27年(ワ)第15298号 償還金等請求事件(請求棄却)

本件は、農林漁業団体職員共済組合であるAに所属する森林組合であるYの従業員で、Aの組合員であったBに対するYの貸付債権の譲受人であるZ信託銀行からその管理・回収の委託を受けた債権管理回収会社であるXが、Yに対し、YにはAに対して即時償還事由が発生していたBがYを退職するにあたり、Bに支給する退職手当から即時償還金相当額を控除してこれをZに支払うべき約定の償還義務があったのに、同義務に違反してその償還を怠りZに損害を被せたと主張して、退職手当相当額440万6118円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、Yにおいて、Bの退職の際に行うべき約定の手続を怠ったため、Zが、Bの退職時に支払われたBの中小企業退職金共済事業本部に対する債権及びC生命保険株式会社に対する退職金請求権合計1007万2512円の債権の仮差押えを行う機会を失ったと主張し、債務不履行による損害賠償請求として、貸付債権の未償還金相当額及びこれに対する遅延損害金並びに未収利息金につき、当該1007万2512円の限度で、その支払を求める事案である。主たる争点は、(1)Yには、本件貸付債権の未償還金相当額をBに支給すべき退職手当から控除してZに支払う義務があるか、(2)Yには、Bの退職にあたり、Xに対し、「定期償還停止申請書」を提出する約定上の義務があったか、(3)Xの請求が権利の濫用として許されないかであった。

本判決は、まず、(1)本件貸付債権については、即時償還事由(定期償還の懈怠)が発生したことが認められるが、この場合に、Yが即時償還金相当額を給与、賞与及び退職手当から控除してZ側に払い込む手続は、Z側からYに対し、控除すべき額を記載した即時償還金請求書を送付することが前提になっているところ、本件においては、Bの退職以前に、Z側の判断により本件貸付債権についての定期償還が停止され、Yに対するその後の償還手続に関する指示等がなされないまま、Bに対する給与、賞与から本件貸付債権の償還が実行されない状態が継続していたのであるから、Bの退職にあたり、Yに、Bの退職手当から未償還金額を控除すべき具体的な義務が発生したと認めることはできないというべきであると判示した。しかし、(2)Xにおいては、承諾書及び手引きの内容に従って債権譲渡後の償還事務手続を行うことについての承諾を得るため、お知らせ文書とともに承諾書及び手引きを同時送付したものであり、また、上記各文書の同時送付を受けたYにおいても、そのようなXの意図を認識した上で承諾書を提出したものと認められるから、手引きの内容について何ら異議を留めずに承諾書を提出した以上、手引きの内容に従って償還事務を行うことが黙示的に合意されたと見るのが合理的であるから、Yは、Bの退職にあたり、「定期償還停止申請書」をXに提出すべき義務を負っていたものといえるのであって、X自身においてBに「定期償還停止申請書」を提出させたからといって、Yの上記義務が消滅したものと解されないと判示した。そして、(3)Xは、偏頗弁済を避けるために本件貸付債権についての口座振替(定期償還)を停止させ、通常であればその後に行われることが予定されるYを介した即時償還の手続も採っていないところ、承諾書及び手引きには、このような場合にはYが行うべき手続を定めた規定はなく、Xは、このような想定外の事態が発生したにもかかわらず、Yに対し、定期償還停止措置をとった理由を説明しなかったのみならず、Yがその後採るべき償還事務手続について何ら指示等をせず、以後、YからBに対し償還金を控除しない給与等の支払が継続されていたことを考慮し、これを前提に行動しても不合理とはいえない状況にあったといえるだけでなく、本件債権譲渡の実行及びその後の償還事務手続の内容を決定したのは債権者側であることをも踏まえると、形式的にはYに定期償還停止申請書の提出義務を怠った債務不履行があるとしても、その債務不履行に基づき損害賠償を請求することは信義則に反して許されないというべきであると判示した。

## (6)東京地判平成28年9月12日 金法2064号88頁

平成27年(ワ)第36509号 取立金請求事件(請求棄却)

本件は、Xが、Aに対する債務名義に基づき、Aと保険会社Yとの間の自動車保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた上、取立権に基づき当該保険契約を解約したとして、第三債務者たるYに対し、解約返戻金3万3660円の支払を求めた事案である。

本判決は、自動車保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者がこれを取り立てるために債務者の有する解約権を行使することは、取立の目的の範囲を超えるものとして許されない旨判示して、Xの請求を棄却した。

## (7)東京家決平成28年10月4日 判例時報2323号135頁

平成28年(家口)第374号 間接強制の申立事件(認容(抗告,変更))

非監護親であるX(外国人妻)が、Y(日本人夫)に対し、子Cの面会交流の申立をし、東京高裁決定によりYが毎月1回指定の時間に面会交流をさせる義務を負担したにもかかわらず、履行しなかったため、東京家裁に対し、間接強制の申立をした事案。

本決定は、未成年者Cの年齢はYが確定決定に従わず、面会交流に応じない間も成長し続けており、また、Cの面会交流拒否の意思については、Cは面会交流を全面的に拒否するものではなく受容していると解された前記東京高裁決定時と事情が変更したとは認められないとし、給与収入2640万円のYに対し、不履行1回につき100万円の間接強制金の支払を命じた。その後、東京高裁に抗告され、制裁金はあまりに過大であるとして30万円に減額する決定がなされた。

## 【商事法】

### (8)東京高判平成28年7月19日 判例タイムズ1434号138頁

平成27年(ネ)第3610号 株主代表訴訟控訴事件(控訴棄却,上告受理申立)

生命保険会社の株主が、会社に対し、主位的には、当初から出席しないことを見越しながら購入した政治資金パーティーのパーティー券の購入代金の支払いが政治資金規正法上の「寄附」にあたり、会社の政党及び政治資金団体以外の者への寄附を禁じる同法21条1項に違反するとし、予備的には、出席を予定しないパーティー券の購入はその購入に仮託した実質的な「寄附」であり、確実に出席が見込める枚数の限度でのみ券を購入すべき善管注意義務に反しているとして、会社法423条1項等による損害賠償請求として、出席予定のなかったパーティー券の代金相当額458万5000円の支払いを求めた株主代表訴訟の事案において、本判決は、主催者が当該会社の購入したパーティー券に出席を予定しないものが含まれていることを個別的に把握し、その寄附性を認識していない限り、購入者についても、「寄附」に当たるといえることはできないとし、会社が購入した券の枚数や金額自体が不相応とは認められないこと、パーティー券の購入は正式な社内手続を経ており、購入が不適正にならないよう配慮したこと、パーティー券購入が「寄附」に当たる相当のリスクを負う行為であったとは認められないこと等に鑑みると、会社に券の購入を差し控えるべき注意義務があるとまでは認められないとして、請求を棄却した。

### (9)大阪高判平成29年4月20日 裁判所HP

平成28年(ネ)第1923号 損害賠償請求控訴事件(役員3名中2名からの控訴を認容し、その敗訴部分を破棄し請求棄却等)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/737/086737\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/737/086737_hanrei.pdf)

1 有限会社安愚楽共済牧場の和牛預託取引(投資者に売却した繁殖牛を一定期間預かり飼養した後、当該繁殖牛を売却額と同額で投資者から買い戻し、買い戻しまでの期間中年5分程度の金員を投資者に支払う取引)の勧誘は、遅くとも平成11年3月末以後、取引対象とすべき繁殖牛が大幅に不足しているのに、その事実を秘匿してされた違法なものであり、法人の不法行為を構成するとされた事例。

2 同社の取締役であった被告A及びBは、代表取締役であるJ社長と並んで業務執行権限を有するのであり(旧有限会社法26条)、取締役在任中、同社の違法な営業を改めるための行動をとるべき職務上の義務を負っていたが、同社はワンマン社長(有限会社持分全部を保有)であるJ社長とその腹心のK及びLの3名(経営陣3名)が経営を牛耳る、極めて閉鎖的な会社であった。経営陣3名は、繁殖牛が足りなくなっても、倒産を避けるため和牛預託取引を継続すべきであり、経営陣3名以外の者が和牛預託取引のあり方に容喙することを一切許さないとの方針で会社経営をしていた。J社長は上記方針の妨げになりそうな役員や社員をいつでも本部から遠ざけることができた。被告A及びBは、従業員として賃金の支払を受けており、多分に名目的な取締役であった。実際にも、被告A及びBは、経営に関する口出しをした後に転勤させられている、といった事情の下では、被告A及びBが、適切に社内情報を収集し、和牛預託取引の実態を知り、上記職務上の義務を果たすことは極めて困難であったといわなければならない。したがって、被告A及びBには、同社の取締役としての職務を行うにつき、悪意又は重大な過失があったといえることはできない(旧有限会社法30条の3・旧商法266条の3に基づく原告らの被告Bに対する損害賠償請求を認容した原審の判断は不当である)とされた事例。

3 同社は、「株式会社安愚楽牧場」に商号変更して株式会社に移行した時点(平成21年4月1日)で会社法2条6号所定の「大会社」となっており、同法328条2項・337条1項、389条1項により、公認会計士又は監査法人たる会計監査人及び業務監査も行う監査役を置かなければならなかったにもかかわらず、それら機関を置こうとせず、被告Cに非常勤の会計限定監査役に就任することを要請し、被告Cもこれに応じて監査役に就任したとの事実関係の下では、被告Cは会計監査を行う職責を有するだけで業務監査を行う職責を負わない(業務監査の職責を負うことを前提として、会社法429条1項に基づく原告らの被告Cに対する損害賠償請求を一部認容した原審の判断は不当である)とされた事例。

## 【知的財産】

### (10)東京地判平成29年3月28日 裁判所HP

平成28年(ワ)第8475号 商標権侵害行為差止等請求事件 商標権 民事訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/657/086657\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/657/086657_hanrei.pdf)

フランス・オクトル社との資本関係にあった原告が、被告に対し、被告による被告標章を付したドライビングシミュレーターの販売等が、原告が有する商標権を侵害すると主張して、被告標章を付したドライビングシミュレーターの販売の差止め、廃棄等を求めた事案。

フランス・オクトル社はフランスの会社であり、設立時からその商号は「OKTAL」であった。フランス・オクトル社

は「SCANer」又は「SCANer studio」の名称を付した自動車向けのドライビングシミュレーターソフトウェア(フランス版スキャナー)や関連するハードウェアの製作、販売等を行っている。

原告は、フランス・オクトル社から出資を受けて設立された株式会社であり、フランス・オクトル社の日本における販売代理店として、「SCANer」及び「OKTAL」の商標を使用してフランス版スキャナーの輸入販売等を行っていた。フランス・オクトル社との資本関係が解消された以降も、フランス版スキャナーを基にその機能を拡張したドライビングシミュレーター(日本版スキャナー)の販売をした。

被告は株式会社であり、原告とフランス・オクトル社との資本関係が解消された後に、フランス・オクトル社の日本における販売代理店となった。原告が本件訴訟において差止請求等の対象とするのは、被告が取り扱うフランス・オクトル社のドライビングシミュレーターである。

前記事実に加えて、証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。原告は、日本版スキャナーの販売に当たって「SCANer」及び「OKTAL」の商標を使用するとともに、原告のウェブサイト等にフランス・オクトル社との関係を示す記載を続けていた。被告は原告と日本版スキャナーに関して取引をするようになったが、原告と被告の間では費用負担等をめぐるトラブルが生じ、原告とフランス・オクトル社との関係も悪化するに至った。上記トラブルのさなか、原告は、本件登録商標につき商標登録出願をした。

上記認定事実によれば、「OKTAL」はフランス・オクトル社の商号であり、「SCANer」は同社の商品名であること、原告はこれらの商標をフランス・オクトル社の販売代理店の立場でフランス版スキャナーの販売のために使用していたこと、原告は、フランス・オクトル社との資本関係が解消された後も、同社との関係を示して日本版スキャナーの販売を続けたこと、原告がフランス・オクトル社との関係が悪化した時期に本件登録商標の商標登録出願をしたこと、被告はフランス・オクトル社の販売代理店としてフランス版スキャナーの輸入販売を行っていることが明らかである。

以上の事情を総合すると、「SCANer」及び「OKTAL」の商標は商品の出所がフランス・オクトル社に由来することを示すものとして取引者及び需要者に認識されていると認められるから、かつての販売代理店であった原告が、現在の販売代理店である被告に対して本件各商標権を行使することは、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護するという商標法の目的に反し、権利の濫用に当たると判断するのが相当である、として原告の請求は棄却された。

#### (11)東京地判平成29年4月27日 裁判所HP

平成28年(ワ)第28591号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟 (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/745/086745\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/745/086745_hanrei.pdf)

「医の心」の商標に係る商標権(本件商標権1)及び「医心」の商標に係る商標権(本件商標権2)を有する原告が、被告においてこれらの文言をウェブサイト等で使用して医学部受験生に対する受験指導等の宣伝広告を行っている行為が上記商標権をいずれも侵害する旨主張して、被告に対し、上記各標章の宣伝広告のための使用の差止めを求めるとともに、損害賠償を求めた事案。

原告は、予備校の運営等を業とする合同会社の代表社員であり、被告は、受験勉強の教授等を業とする学校法人である。

「医の心」という語は、従前から医療関係の書籍等で頻繁に用いられている語であり、その文言からしてその意味は医師ないし医療の心得といったものであると自然に理解できる。また、「医心」という語も、「医の心」を短縮した語であると解され、現に、「医術の心得」(広辞苑第6版)といった意味で一般に用いられている。

そして、被告は、ウェブサイト等において、被告標章1「医の心」や被告標章2「医心」という語を、上記のような一般的な意義と同様に、医師としての心構えや医師が有すべき素養等といった意味で用いているものであり、被告標章3「医心養成ゼミ」も、そのような「医の心」や「医心」を養成するためのゼミであることを説明しているものである。実際に、被告は、「医心養成ゼミ」において、医学部受験のための知識ではなく、医師としての心構えや素養を養うことを目的としたカリキュラムを提供している。

以上のとおり、本件ウェブサイト等を含む被告のウェブサイト及びパンフレットにおいて、被告標章1及び2は、医学部志望者が医師になるために学力とともに備えるべき心構えや素養を記述的に説明した語であり、被告標章3も、医師として必要な心構えや素養の養成を目的とするゼミであることを記述的に説明した語であると認められるから、これらの標章は自他識別機能を有する標識として商標的に使用されているものではなく、したがって、被告のウェブサイト及びパンフレットにおける被告標章1ないし3の使用には、本件商標権1及び2の効力は及ばない、として原告の請求は棄却された。

## (12)東京地判平成29年4月27日 裁判所HP

平成27年(ワ)第556号 特許権侵害差止請求権不存在確認等請求本訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/725/086725\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/725/086725_hanrei.pdf)

特許権者である被告から本件製品の使用停止等を求められた原告が、原告による本件製品の使用は本件特許権の侵害とならないとして特許権侵害差止請求権の不存在確認等を求めた事案であって、本件特許権を共有する補助参加人が本件製品を製造販売したことにより特許権の消尽が成立する旨等を主張したが、棄却された事案。

特許法73条の趣旨に鑑みると、共有に係る特許権の共有者が自ら特許発明の実施をしているか否かは、実施行為を形式的、物理的に担っている者が誰かではなく、当該実施行為の法的な帰属主体が誰であるかを規範的に判断すべきものといえる。そして、実施行為の法的な帰属主体であるというためには、通常、当該実施行為を自己の名義及び計算により行っていることが必要であるというべきである。

事実関係によれば、補助参加人は、ヤマト商工第2工場の責任者として、水産加工機械の開発、製造に携わっていたが、同製造に要する原材料は、ヤマト商工の名義及び計算により仕入れられていたこと、補助参加人は、ヤマト商工から固定額の金銭を受領しており、水産加工機械の販売実績によってヤマト商工の補助参加人に対する支払額が左右されるものでないこと、顧客に対しても、水産加工機械の販売に伴う責任等を負う主体としてヤマト商工の名が表示されていたことなどが認められ、また、本件製品との関係では、七宝商事がヤマト商工に支払ったのは、ヤマト商工の請求に係る「BK-2フグスライサー」(すなわち、本件製品)の代金310万円(税別)であって、ヤマト商工が同金員の全てを受領していること、七宝商事が補助参加人に支払ったのは、補助参加人の請求に係る「エフピックライサー BK-2 管理費」(すなわち、本件製品のメンテナンス料)40万円(税別)であって、補助参加人が同金員の全てを受領していることが認められるから、本件製品の製造販売は、ヤマト商工の名義及び計算により行われたものであり、補助参加人の名義及び計算で行われていたものがあるとすれば、それは、本件製品のメンテナンスにとどまり、本件製品の製造販売ではないというべきである。

以上より、本件製品を補助参加人が製造販売(自己実施)したと評価することはできず、消尽が成立するという原告の主張は、採用することができない。

## (13)大阪地判平成29年4月27日 裁判所HP

平成27年(ワ)第2818号 特許権侵害行為差止等請求事件 特許権 民事訴訟(一部認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/728/086728\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/728/086728_hanrei.pdf)

特許権者である原告が被告ら製造に係る臀部拭き取り装置の製造の差止め等を求めた事案であって、複数の被告のうち厚生労働省障害者自立支援機器等開発促進事業の費用助成を受けた被告に対する関係で製造の差止めを求める限度で理由があるとした事案。

(1)ロボット便座 が本件発明の技術的範囲に属すること、被告らがロボット便座 を2台製造したことは当事者間に争いが無い。しかし、被告らが同便座をそれ以外に製造した事実は認められず、また展示会等で展示したものの、これをそのまま直ちに市販することを計画したり、これにつき介護機器の認定のための手続を進めたりしている事実をうかがわせる証拠はない。加えて被告らは、本件において、ロボット便座 が本件発明の技術的範囲に属することを認め、今後製造しない旨を原告に対して表明しているくらいであるから、以上のような事実関係のもとでは、被告らが、今後、本件ロボット便座 を製造、使用、販売、又は販売の申出をするなどするおそれを認めることは困難といわなければならない。

(2)ただ被告日本アシストは、ロボット便座 の開発のために厚生労働省障害者自立支援機器等開発促進事業の費用助成を受けた関係で、助成対象となったロボット便座 の保存義務を課せられ、現に上記製造済み2台のロボット便座 を保管していたが、証拠によれば、それにもかかわらず、本件訴訟係属中に、保存していた上記製造済み2台のロボット便座 につき、うち1台については回動駆動部並びにこれを駆動させるのに必要なモータ及び配線等を取り外し、もう1台についても、回動駆動部を取り外してしまって、いずれもはやロボット便座 とはいえない状態にしていることが認められる。被告日本アシストは、このように製造済みのロボット便座 を本件発明の技術的範囲に属しない状態にすることにより、展示等のおそれもないことをいわんとしているように考えられるが、上記状態では上記公法上の保存義務を果たしているといえないことは明らかであるから、むしろ、このことにより被告日本アシストには、関係官庁から保存義務を果たしていることの確認を求められた場合に、上記状態のロボット便座 に取り外した部品を取り付けるなどして製品として完成させるおそれが生じているものといわなければならない。被告日本アシストが部品を取り外した状態のロボット便座 の部品を廃棄せずに所持していることも、そのような事態に備えていることを裏付けているといわなければならない。

そして、被告日本アシストが、上記保存義務を果たしていることをいうためにロボット便座 2台を再度完成させた場合、それは、その事業のためにするものとなるから、部品取り外し済みのロボット便座 2台を再度完成させるという限度で、被告日本アシストには、ロボット便座 を業として生産するおそれがあるといわなければならない。

(3)したがって、原告の被告らに対するロボット便座 の製造販売等の差止請求は、被告日本アシストに対する関係で製造の差止めを求める限度で理由があるということになるが、上記(1)に説示したところによれば、同被告の関係では、これより進んで完成したロボット便座 を使用、販売、又は販売の申出をするおそれは認められない。また、上記保存義務を課せられない被告P1の関係では、上記(1)に説示したとおり、同人に対する製造販売等の差止請求には理由がない。

## 【民事手続】

### (14)最二決平成29年5月10日 最高裁HP

平成28年(許)第26号 債権差押命令取消及び申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/748/086748\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/086748_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

銀行Xが、輸入業者Yの輸入商品に関して信用状を発行し、当該商品に譲渡担保権の設定を受けた場合において、Xが上記譲渡担保権に基づく物上代位権の行使により、Yが転売した当該商品の売買代金債権の差押えを申し立てたところ、Yが当該商品を直接占有したことがなくても、XはYから占有改定の方法によりその引渡しを受けたものとされ、Xは上記債権を差し押さえることができると判断された事例。

(理由)

Yは本件譲渡担保権の目的物である商品(以下、「本件商品」という。)について直接占有したことはないものの、輸入取引においては、輸入業者から委託を受けた海貨業者によって輸入商品の受領等が行われ、輸入業者が目的物を直接占有することなく転売を行うことは、一般的であったというのであり、YとXとの間においては、このような輸入取引の実情の下、Xが、信用状の発行によって補償債務を負担することとされる商品について譲渡担保権の設定を受けるに当たり、Yに対し当該商品の貸渡しを行い、その受領、通関手続、運搬及び処分等の権限を与える旨の合意がされている。一方、Yの海貨業者に対する本件商品の受領等に関する委託も、本件商品の輸入につき信用状が発行され、同信用状を発行した金融機関が譲渡担保権者として本件商品の引渡しを占有改定の方法により受けることとされていることを当然の前提とするものであったといえる。そして、海貨業者は、上記の委託に基づいて本件商品を受領するなどしたものである。

以上の事実関係の下においては、本件商品の輸入について信用状を発行したXは、Yから占有改定の方法により本件商品の引渡しを受けたものと解するのが相当である。

## 【刑事法】

### (15)最二決平成29年4月26日 最高裁HP

平成28年(あ)第307号 殺人、器物損壊被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/723/086723\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/723/086723_hanrei.pdf)

(要旨)

侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合における刑法36条の急迫性の判断方法

(事案)

被告人は、知人Aから、自宅の玄関扉を何度もたたかれたり、怒鳴られたり、仲間と共に攻撃を加えられると言われたりするなど、因縁を付けられ、立腹していた。その半月後、被告人は、Aから呼び出され、タオルを巻いた包丁(刃体の長さ約13.8cm)をズボンに差し挟んで、自宅前に赴いた。ハンマーを持ったAは被告人に駆け寄ったが、被告人は、Aに包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることなく、歩いてAに近づき、ハンマーで殴りかかって来たAの攻撃を、腕を出し腰を引くなどして防ぎながら、包丁を取り出すと、殺意をもって、Aの左側胸部を包丁で1回強く突き刺して殺害した。

被告人は、殺人等の行為で起訴され、第一審判決は、正当防衛・過剰防衛の成立を否定し、原判断もこれを是認した。

弁護人が上告した。

(判旨)

行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、侵害の急迫性の要件については、侵害を予期していたことから、直ちにこれが失われると解すべきではなく(最高裁昭和45年(あ)第2563号同46年11月16日第三小法廷判決・刑集25巻8号996頁参照)、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきである。具体的には、事案に応じ、行為者と相手方との従前の関係、予期された侵害の内容、侵害の予期の程度、侵害回避の容易性、侵害場所に出向く必要性、侵害場所にとどまる相当性、対抗行為の準備の状況(特に、凶器の準備の有無や準備した凶器の性状等)、実際の侵害行為の内容と予期された侵害との異同、行為者が侵害に臨んだ状況及びその際の意思内容等を考慮し、行為者がその機会を利用し積極的に相手方に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだとき(最高裁昭和51



年(あ)第671号同52年7月21日第一小法廷決定・刑集31巻4号747頁参照)など、前記のような刑法36条の趣旨に照らし許容されるものとはいえない場合には、侵害の急迫性の要件を充たさないものというべきである。

被告人は、Aの呼出しに応じて現場に赴けば、Aから凶器を用いるなどした暴行を加えられることを十分予期していながら、Aの呼出しに応じる必要がなく、自宅にとどまって警察の援助を受けることが容易であったにもかかわらず、包丁を準備した上、Aの待つ場所に出向き、Aがハンマーで攻撃してくるや、包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることもしないままAに近づき、Aの左側胸部を強く刺突したものと認められるから、本件行為は、刑法36条の趣旨に照らし許容されるものとは認められず、侵害の急迫性の要件を充たさない。したがって、原判断は正当であるから、上告を棄却する。

## 【公法】

### (16) 最二決平成29年5月17日 最高裁HP

平成28年(許)第49号 市町村長の処分に対する不服申立て却下の審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/753/086753\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/753/086753_hanrei.pdf)

(判示事項)

Xらが、その子ら(以下、「本件子ら」という)に係る戸籍法104条1項所定の日本国籍を留保する旨の届出(以下「国籍留保の届出」という。)等をYにしたところ、Yからこれらを受理しない旨の処分を受けたため、Yに上記届出等の受理を命ずることを申し立てた事案において、上記届出について同条3項にいう「責めに帰することができない事由」があるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

戸籍法104条3項は、同条1項の国籍留保の届出期間について例外を認めるものであるところ、国籍留保制度等の趣旨及び目的に加え、同項が「天災」を挙げていることに照らせば、同項にいう「責めに帰することができない事由」の存否は、客観的にみて国籍留保の届出をすることの障害となる事情の有無やその程度を勘案して判断するのが相当である。本件においては、Xらについて、戸籍に記載されておらず、本籍及び戸籍上の氏名がないという事情だけでは、客観的にみて本件子らに係る国籍留保の届出をすることの障害とならないことは明らかであって、これによってXらが戸籍法104条1項の届出期間内に本件子らに係る出生の届出や国籍留保の届出をすることができなかつたとはいえない。したがって、上記の事情のみをもって同条3項にいう「責めに帰することができない事由」があるとした原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきである。

### (17) 名古屋高判平成28年7月28日 判例タイムズ1434号68頁

平成28年(行コ)第19号 難民不認定処分等取消請求控訴事件(取消自判,確定)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/242/086242\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/086242_hanrei.pdf)

ウガンダ共和国国籍の外国人女性Xが、平成20年7月に本邦に入国し、同21年11月に、出入国管理及び難民認定法61条の2第1項に基づき難民認定の申請をしたが、同23年1月に法務大臣から難民の認定をしない旨の処分を受け、更に、法務大臣から権限委任を受けた名古屋入国管理局長から同法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない旨の処分を、同局主任審査官からウガンダを送還先とする退去強制令書発布処分を受けたため、自らはウガンダ政府から弾圧を受けている野党の党員で、ウガンダ出国前には親政府勢力から迫害も受けており、上記処分はXの難民該当性の判断を誤ってされた違法なものであるなどと主張し、その取消しを求めた。

本判決は、ウガンダの一般情勢を検討し、Xの党員として行ったこれまでの活動に鑑みれば、迫害の恐れはあり、実際に、Xは、親政府勢力から襲撃を受け、反政府活動を止めるように警告も受けているとして、Xの難民該当性を肯定し、原審を取消し、難民の認定をしない旨の処分を取り消した。

### (18) 高知地判平成27年3月10日 判例時報2322号49頁

平成24年(行ウ)第6号 損害賠償請求事件(却下,確定)

高知県内の5つの地方公共団体が林業の活性化や若者の雇用確保のために出資して設立した会社(A社)において赤字経営状態が継続していたところ、A社の臨時株主総会において、A社所有の財産の一部を林産協同組合に有償又は無償で譲渡するとの議案の承認を求めたことにつき、出資した地方公共団体(町)の代表者であるY(町長)が賛成の議決権行使をし、承認可決されて売却が実現したところ、当該地方公共団体の住民であるXらが、その売却価格が不相当に安価であり、議案に賛成すべきではなかったのに承認したことによりA社の財産的価値が減少し、当該地方公共団体に損害が生じたなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、Yに対し、2000万円強及び遅延損害金の支払を求めよう請求した住民訴訟を提起した。

裁判所は、住民訴訟の対象となる事項は、地方自治法242条の2第1項に定める違法な財務会計上の行為又は怠る事実に

限定されており、財務会計上の行為のうち財産の管理とは、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当すると指摘した上で、株主の有する議決権は株主が会社経営に参与し、あるいは取締役等の行為を監督是正する権利である共益権の一種である上、本件議案の議決権行使は、経営危機に陥ったA社の経営上の判断の是非についての賛否を明らかにすべく行使されたものであるから、株式の財産的価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とするものであるとはいえず、財務会計上の行為であるとはいえないとして、Xらの訴えを却下した。

### (19) 東京地判平成28年5月24日 判例タイムズ1434号201頁

平成27年(行ウ)第414号 固定資産税都市計画税賦課処分取消請求事件(請求棄却,確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/551/086551\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/551/086551_hanrei.pdf)

宗教法人が納骨堂として使用している土地及び建物の一部が、地方税法348条2項3号所定の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」に該当しないとしてされた固定資産税及び都市計画税の賦課処分の取消しを求めた事案において、本判決は、納骨堂の使用者について宗旨宗派を問わないとされているのみならず、建物において当該宗教法人以外の宗旨宗派の僧侶等が主宰する法要などの儀式行事が行われることが許容され、その場合、使用者は当該宗教法人に対して施設使用料を支払うこととされ、実際にも、それが例外的とはいえない割合で行われており、当該宗教法人は、使用者を委託先の会社を通じて広く募集していることなどの事情の下においては上記要件に当たるとは認められないとして、処分を適法とし請求を棄却した。

## 【社会法】

### (20) 最二判平成29年4月21日 最高裁HP

平成28年(行ヒ)第14号 特別支給の老齢厚生年金決定取消請求事件(破棄自判,原告の請求を棄却した第1審判決を追認)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/709/086709\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/086709_hanrei.pdf)

厚生年金保険法附則8条の規定による老齢厚生年金について厚生年金保険法(平成24年法律第63号による改正前のもの)43条3項の規定による年金の額の改定がされるために同項所定の期間を経過した時点において当該年金の受給権者であることの要否(必要)。

「特別支給の老齢厚生年金について退職改定がされるためには、被保険者である当該年金の受給権者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして待期間を経過した時点においても、当該年金の受給権者であることを要すると解するのが相当である。」

## 【その他】

### (21) 大阪高判平成28年10月4日 判例タイムズ1434号101頁

平成28年(ネ)第461号 損害賠償請求控訴事件(変更,確定)

被控訴人が、不動産業を営む有限会社Y1に対し、住宅売却の仲介の他に、当該住宅に居住する長男に対する明渡し交渉、長男に対する貸金の回収を解決することを内容とするコンサルティング契約を締結し、宅地建物取引主任者の資格を有し不動産取引等に関する業務を行う個人業者Y2と共に、これらの法律事務を取り扱い、住宅が金2150万円で売却された際に、被控訴人から、Y1が仲介手数料40万1600円とコンサルティング料203万円の支払いを受け、Y2が謝礼名目で50万円の支払を受けた行為について、弁護士法72条に違反し、かつ、コンサルティング料が仲介手数料の約5倍に及び、控訴人は被控訴人と同道の上、被控訴人が長男に対する貸金等について以前から相談をしていた弁護士に対する依頼を解消するのにも関わっていること等を指摘し、公序良俗に反して無効であるのみならず、不法行為法上も違法であるとして、コンサルティング料、謝礼の他、重複して支払を受けた不動産所有権移転登記費用28万8000円及び弁護士費用28万円の損害が認められ、Y1らに対し連帯してこれらの合計309万8000円を支払う旨が命じられた事案。

## 【紹介済判例】

大阪高決平成28年3月17日 判例時報2321号36頁

平成28年(ラ)第38号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件 変更(確定)

法務速報192号2番で紹介済

最一決平成28年5月25日 判例タイムズ1434号63頁

平成26年(あ)第1105号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/917/085917\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/917/085917_hanrei.pdf)

法務速報182号19番で紹介済

最一決平成28年7月1日 判例時報2321号121頁

平成28年(許)第4号,同20号 株式取得価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=85989](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85989)

法務速報183号9番で紹介済

最二判平成28年7月8日 判例時報2321号127頁

平成26年(行ヒ)第494号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail6?id=86000](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail6?id=86000)

法務速報184号21番で紹介済

最二判平成28年7月8日 判例時報2322号53頁

平成26年(受)第865号 清算金請求事件(破棄自判)

法務速報183号15番で紹介済

東京高判平成28年9月14日 判例時報2323号101頁

平成28年(ネ)第938号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立))

法務速報187番2号で紹介済

知財高判平成28年9月28日 判例タイムズ1434号148頁

平成27年(行ケ)第10260号 審決取消請求事件(請求棄却,上告受理申立)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/164/086164\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/164/086164_hanrei.pdf)

法務速報186号15番で紹介済

最三判平成28年10月18日 判例タイムズ1434号43頁

平成28年(行ツ)第115号,平成28年(行ヒ)第118号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/199/086199\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/199/086199_hanrei.pdf)

法務速報186号22番で紹介済

知財高決平成28年11月11日 判例時報2323号23頁

平成28年(ラ)第10009号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件(取消(許可抗告申立 抗告棄却,確定 ))

法務速報191番11号で紹介済

最一判平成28年12月1日 金法2065号50頁

平成27年(受)第477号 損害賠償等,境界確定等請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/306/086306\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/306/086306_hanrei.pdf)

法務速報188号16番で紹介済

最一判平成28年12月8日 判例タイムズ1434号57頁

平成27年(受)第2309号 損害賠償等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却,一部破棄終了,一部終了)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/314/086314\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/086314_hanrei.pdf)

法務速報188号1番で紹介済

最一判平成28年12月19日 判例タイムズ1434号52頁

平成27年(受)第1394号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/352/086352\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/352/086352_hanrei.pdf)

法務速報188号3番で紹介済

最一判平成28年12月19日 判例タイムズ1434号38頁

平成28年(行ヒ)第6号 不動産取得税還付不許可決定処分取消請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/353/086353\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/353/086353_hanrei.pdf)

法務速報188号24番で紹介済

最二判平成28年12月20日 判例タイムズ1434号28頁

平成28年(行ヒ)第394号 地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/358/086358\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/358/086358_hanrei.pdf)

法務速報188号25番で紹介済

最三判平成29年1月24日 金法2064号84頁

平成28年(受)第1050号 クロレチラシ配布差止等請求事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/454/086454\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/086454_hanrei.pdf)

法務速報190号1番で紹介済

最三決平成29年1月31日 判例タイムズ1434号48頁

平成28年(許)第45号 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/482/086482\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/086482_hanrei.pdf)

法務速報190号21番で紹介済

## 2. 平成29年(2017年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 193 14

平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律

・・・平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長について,その任期の特例を定めた法律。

・閣法 193 9

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

・・・原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受ける原子力事業者について,廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等を定めた法律。

・閣法 193 19

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

・・・福島への復興及び再生を一層推進するため,市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及び認定,当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等を定めた法律。

・閣法 193 21

農業競争力強化支援法

・・・良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関する国の責務等,農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置等を定めた法律。

・閣法 193 24

都市緑地法等の一部を改正する法律

・・・都市緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充,公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設,農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等を定めた法律。

・閣法 193 25

水防法等の一部を改正する法律

・・・要配慮者利用施設における避難体制の強化,都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を定めた法律。

・閣法 193 27

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律

・・・電波利用料の料額の改定,電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備,登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長等を定めた法律。

・閣法 193 28

土地改良法等の一部を改正する法律

・・・農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的として急速に行う土地改良事業の創設等を定めた法律。

・閣法 193 37

金融商品取引法の一部を改正する法律

・・・情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため,株式等の高速取引に関する法制の整備,金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化,上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置等を定めた法律。

・閣法 193 41

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

・・・事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術又は貨物の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則の強化、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置等を定めた法律。

・閣法 193 42

道路運送車両法の一部を改正する法律

・・・不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができること、虚偽の報告等に対する罰則の強化等を定めた法律。

・閣法 193 43

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

・・・土壤汚染状況調査の実施契機の拡充、都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善、汚染土壌処理業の許可基準の厳格化及び承継規定の整備、有害物質使用特定施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を定めた法律。

・閣法 193 45

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律

・・・地方公共団体情報システム機構について、役員の解任、業務方法書、当該事務について、機構処理事務管理規程、機構処理事務特定個人情報等の安全確保、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備を定めた法律。

・閣法 193 51

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

・・・地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定の整備、特別職の任用及び臨時的任用の適正の確保等を定めた法律。

・閣法 193 53

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律

・・・医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等を定めた法律。

### 3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

契約関係事件研究会/編 民事法研究会 386頁 3,564円

事例に学ぶシリーズ 事例に学ぶ契約関係事件入門 事件対応の思考と実務

岩田和壽 著 日本評論社 224頁 2,484円

基礎から学ぶ簡易裁判所の諸手続 判事が語る実務のポイント

東京弁護士会法友会/編 青林書院 324頁 4,320円

所有者不明の土地取得の手引 売買・相続・登記手続

地盤工学会関東支部地盤リスクと法・訴訟等の社会システムに関する事例研究委員会 編 民事法研究会 186頁  
2,484円

法律家・消費者のための住宅地盤Q&A

長山 義彦/篠原 久夫/浦川 登志夫/西野 留吉/岡本 和雄/共著 新日本法規出版 1034頁 7,020円

新版補訂 家事事件の申立書式と手続

飯田邦男 著 民事法研究会 212頁 2,268円

こころをつなぐ離婚調停の実践

#### 4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

経営紛争研究会/著 日本加除出版 388頁 3,780円

経営権争奪紛争の法律と実務Q&A

水町雅子 著 労務行政 208頁 1,944円

1冊でわかる!改正早わかりシリーズ 個人情報保護法

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク 編 民事法研究会 357頁 3,888円

エンターテインメント法務Q&A 権利・契約・トラブル対応・関係法律・海外取引

名古屋消費者問題研究会/編集 新日本法規 344頁 4,104円

改正消費者契約法対応 Q&A 消費者取引トラブル解決の手引

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会/編 青林書院 330頁 3,672円

事例解説 子どもをめぐる問題の基本と実務 学校生活,インターネット,少年事件,児童福祉,離婚・親権



## 5. 発刊書籍<解説>

「所有者不明の土地取得の手引 相続・買売・登記手続」

所有者不明の土地について、対象土地の特定、所有者の確認と調査、確定、不動産の買受け、被相続人が外国人である場合等の渉外手続、所有者の本人確認、意思確認の順で解説されている。書式・参考資料として、旧土地台帳(明治22年式)、不在者財産管理人選任審判申立書、農地法規定による許可申請書、在外日本人・サイン証明日本国総領事館など計68通が掲載されており、本件に関する多様な書式や参考資料があることから、当該事案を処理する際に手引きとなる本である。

「事例解説 子どもをめぐる問題の基本と実務 学校生活、インターネット、少年事件、児童福祉、離婚・親権」

学校生活関係としていじめ事案、学校の行き過ぎた指導・懲戒処分、体罰、授業中の怪我と保険、不登校と内申書等について、インターネットやカメラ付携帯電話などから生じる現代的問題について、少年事件について、児童福祉関係として虐待事案等について、離婚と親権など子どもにかかわる諸問題について、全20事例を挙げて、場面ごとに法的問題を解説している。具体的な解決手順が掲載されており、子どもに関わる法的問題を相談された際に役立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。